

# 都市分権政策センター「基礎自治体の総合的国際比較」 イギリスにおける地方行財政制度に関する現地調査 事業計画素案

## 1 研究目的

日本における近年の地方分権改革では、イギリスの地方行財政制度が参照されることが少なくないが、文献によって把握できる権限・手続等についてはともかく、その運用実態については必ずしも十分な調査が進んでいるとはいえない。制度の表面だけを観察してその適否・得失を論じることはできないことから、当財団では、地方分権改革をめぐる議論をより豊かなものとするため、イギリスの地方行財政制度について文献調査・現地調査を実施する。

## 2 研究項目

### (1) 国地方の協議に関する制度 (2011 年度調査)

- ① コミュニティ・地方自治省の役割と地方との関係等。
- ② 自治体協議会(Local Government Association)の役割と国との関係等。

### (2) 国地方の協議に関する運用実態 (2012～13 年度調査)

- ① 国地方協議会 (CLP。1997 年設置) に関する制度の目的、構成員、協議対象範囲、開催手続、協議結果の実効性確保手法等。
- ② サッチャー及びメージャー政権による自主財源の削減、ブレア及びブラウン政権による特定補助金の増大に対して、国地方協議会の前身組織である地方財政協議会 (Consultative Council for Local Government Finance ; CCLGF。1960 年代設置) や国地方協議会ではどのような協議が行われたのか。また、キャメロン政権における地方制度改革の方向性とこれに対する地方側の考え方や世論の評価はどのようなものか。

### (3) 「単一自治体」および「直接公選首長と内閣制」(2012～13 年度調査)

- ・ 「単一自治体 (Unitary Authority) 制度」および「直接公選首長と内閣制 (mayor and cabinet system)」について、これを導入した自治体、導入しなかった自治体および世論がどのように評価しているか。

### (4) 地方公務員制度

- ・ 上記 (1) ～ (3) と合わせて資料収集などを行う。

## 3 研究方法

### (1) 研究期間とスケジュール

- ・ イギリス調査の研究期間は、2011 年 4 月から 2014 年 3 月までの概ね 3 か年とする。
- ・ 2011 年度は、コミュニティ・地方自治省および自治体協議会の制度面に重点を置いて現地調査を実施。

- ・ 2012～2013年度は、国地方協議会の実態面に重点を置いて現地調査を実施。

#### (2) 主査の選任

- ・ イギリスの地方行財政分野について見識を有する学識者を「主査」として選任し、研究全般にわたる指導・助言および現地調査（後述）への参加を依頼する。

#### (3) 文献調査

- ・ 研究項目に関する国内外の文献を収集し、基礎調査を行う。

#### (4) 現地調査

- ・ 基礎調査を実施した上でなお不明の点を整理し、イギリスにおいて関係機関に対するヒアリング調査等を実施する。

### 4 成果物

- ・ 地方分権改革に資するため、研究成果は都市分権政策センターに情報提供するとともに、当財団ホームページにて広く公開する。
- ・ 研究アドバイザー及び当センター職員の執筆により、機関誌『都市とガバナンス』に研究成果を掲載する。

以上